

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
招 集 期 日	令 和 3 年 1 2 月 1 6 日 ( 木 )		
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室		
開 会	1 2 月 1 6 日 午 後 4 時 0 0 分		
閉 会	1 2 月 1 6 日 午 後 5 時 3 0 分		
教 育 長	戸ヶ崎 勤		
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸ヶ崎 勤	出 席	
	仙 波 憲 一	出 席	
	土 肥 美 奈 子	出 席	
	木 村 雅 文	出 席	
	長 道 修	出 席	
説 明 員 ( 出 席 者 )	山上教育部長、星野参事、佐藤次長兼教育政策室長、		
	栗津教育総務課長、片岡学務課長、		
	教育政策室田野担当課長、小須田学校給食課長、鎌田生涯学習課長		
書 記	教育総務課総務担当 香林副主幹、田仲主事		
傍 聴 人	2 名		

## 会 議 の 経 過 及 び 結 果

教 育 長

開会に先立ち感謝の言葉を申し上げます。この度、土肥美奈子委員が、年明け1月7日をもって2期8年御尽力いただいた教育委員を御退任されます。本日の教育委員会が定例教育委員会への御出席が最後の日となります。教育委員会並びに教育委員会事務局を代表いたしまして一言感謝の言葉を申し上げます。

土肥委員との思い出は数多くありますが、何より明るいお人柄に何度も背中を押され励まされてまいりました。また、PTAの役員等を通じての御経験や保護者目線から多くの御指摘や御指導をいただきました。

さらに、日々最新の教育情報にもアンテナを高くしておられ、学校現場の課題の本質を突いた教育委員提案や鋭い御質問の数々に、会議等では常に緊張感をもって対応することができました。

これまで各種行事はもちろん、学校訪問や教員研修、研究発表などに積極的に御参加いただき、本市教育委員会が目指す「学び続ける教育委員会」を率先垂範してくださいました。土肥委員とのお別れを思いますと、なんとも寂しく胸の熱くなる思いがいたします。教育委員という立場は離れられても、今後も本市の教育に対して、大所高所から見守っていただき引き続き御示唆をいただけますと幸甚に存じます。

くれぐれも御自愛なさり引き続き御活躍ください。今後も傍聴などでお顔を見せていただけると嬉しく思います。十分に意を尽くせませんが感謝の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

さて、今年も早いもので残り2週間となりました。今年の印象はと世界中の誰に聞いても恐らく、昨年に続き「新型コロナウイルスに振り回された一年」と返ってくると思います。毎年恒例の「新語・流行語大賞」の年間大賞は「リアル二刀流/ショータイム」が選ばれ、「今年の漢字」として、「金」の字が選定されました。夢を追いかけた人たちが打ち立てた金字塔に大いに励まされた1年でもあり納得です。

振り返ってみますと、6月には集団下校の小学生の列にトラックが突っ込んで5人が死傷、7月には熱海で大規模な土石流が発生して多くの方が亡くなるなど、悲しく暗い出来事も少なくありませんでしたが、東京五輪では計58個のメダル(世界3位)を獲得、松山英樹のマスターズ優勝、真鍋淑郎博士がノーベル物理学賞、新しいところでは、藤井聡太史上最年少四冠達成、大谷翔平ア・リーグのMVP受賞など明るい話題もたくさんありました。

ちょうど1年前のこの席上で次のように申し上げました。「野球で例えると、まだ3回表でコロナの攻撃が始まったところかもしれません。本市においてもコロナウィルスがひたひたと校門から職員室へ、そして教室にも入り始めています。」と。現在は、オミクロン株も危惧され6回裏くらいでしょうか。

そんなコロナ禍にあっても、戸田市の教育は歩みを止めませんでした。産官学民と連携した教育がより一層深化し、ICT教育をはじめ先導的な教育の取組が、マスコミや全国の教育委員会等からも注目され、10月には末松文部科学大臣が就任直後で初めての公立学校の視察で戸田市にお見えになりました。

そして、私が何より嬉しく誇りに思っているのは、今年も悪いことで戸田市の教育が注目されることがなかったことです。これもひとえに教育委員の皆様、そして、学校関係者や教育委員会事務局の皆様とのチーム力が結集していた証と深く感謝申し上げたいと存じます。

来年の干支は寅年です。「壬寅」は「陽気を孕み、春の胎動を助く」とあり、厳しい冬を越えて、芽吹き始め、新しい成長の礎となるイメージでしょうか。また、「虎は千里行って千里帰る」や「騎虎の勢い」などとのことわざにあるように、コロナ禍に負けずトラのように力強い1年になってほしいものです。来たるべき令和4年が、皆様にとって輝かしい年となることをお祈り申し上げ、今年一年のあいさつといたします。

教育長

それでは、ただ今から、令和3年第12回戸田市教育委員会定例会を開

	<p>会いたします。はじめに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということによろしいでしょうか。</p>
各委員	了承
教育長	それでは、会議録に御署名をお願いします。
各委員	署名
教育長	<p>次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、人事案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>報告第21号 戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会委員の委嘱について</p>
各委員	(異議なし)
教育長	それでは「報告第21号」は、秘密会とすることに決定いたしました。では、会議録に御署名をお願いします。
教育長	<p>はじめに、「教育委員提案」について御報告いたします。以前の教育委員会にて委員より御質問のあった件について報告がございます。</p> <p>道徳教育とコロナ禍における児童生徒の心の変化について(仙波委員、土肥委員)</p>
教育長	それでは、仙波委員及び土肥委員から御提案のありました「教育委員提案 道徳教育とコロナ禍における児童生徒の心の変化について」事務局より説明願います。
事務局	<p>今回の教育委員提案は、仙波委員、土肥委員から御提案の「道徳教育とコロナ禍における児童生徒の心の変化について」、御説明させていただきます。</p> <p>1ページの下段を御覧ください。子供たちの現状についてです。10月に、令和2年度の文科省の問題行動調査の結果概要が報告されましたが、不登校児童生徒数が19万6,127人と8年連続増加し、調査開始以来過去最高となりました。また、小・中・高等学校の自殺者数が415人とこ</p>

れも過去最多となっております。

調査結果からは、新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子供たちの行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえます。

2ページの上段を御覧ください。戸田市の状況につきましては、第1回生徒指導に関する調査では、令和3年度のいじめの認知件数が同時期比較で急増しております。各学校で初期段階から積極的に認知して組織的に対応している結果であると認識していますが、何らかの対人関係のトラブルがこれだけ起きているということになります。

2ページの下段を御覧ください。こちらは、過去2年分のSNS相談の対応件数と主な相談内容となっております。実際に相談のやりとりをした件数となっておりますがこれ以外にも相談しようとして一度アクションがあった後、返事がなかったものも含めるとさらに数は多くなります。最も多いのが友人関係についての相談となっております。

3ページの上段を御覧ください。戸田市の令和2年度の不登校児童生徒は、小学校71人、中学校125人で、新型コロナウイルスの感染回避による長期欠席は小学校35人、中学校9人となっております。

また、戸田市独自で行っている長欠調査の不登校の理由のうち、最も多い「無気力」の経年変化をしてみると、年々増加していることが分かります。

3ページ下段を御覧ください。こうした状況を踏まえ、コロナ禍における道徳教育の役割については、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、強い不安やストレスを感じている児童生徒が自分の思いや経験を素直に話せる場を設けることやソーシャルディスタンスによって人と人との関係性が希薄になりやすい中、望ましい人間関係づくりについて考える場を設けることなどがあげられます。また、コロナいじめや差別、偏見、誹謗中傷等の未然防止なども期待しています。

課題としては、やはり感染症対策を徹底する中で、どのように「考え、議論する道徳」を進めていくかということが大きいかと思えます。

4 ページ上段を御覧ください。これは昨年の6月、3ヶ月にわたった臨時休業が明け、分散登校から通常登校が始まるタイミングで各学校に示した教育委員会作成の学校の新しい生活様式リーフレットです。

4 ページ下段を御覧ください。その中の赤枠部分ですが、臨時休業や様々な行事の中止等によって冷めてしまった児童生徒の「心の温度」を上げるために、「特別な教科 道徳」の関係する内容項目や「特別活動」の題材例を提示して、重点的に取り扱うようにしました。

5 ページ上段を御覧ください。こちらは、今年度の「指導の重点・主な施策」です。赤枠部分に学校の新しい生活様式における「考え、議論する道徳」について紹介しております。

5 ページ下段に赤枠部分を拡大しましたが、ICTを活用した話合いの充実について、具体例を右側に示して、すぐに授業で使えるようにしました。

6 ページ上段を御覧ください。今年度の夏季教員研修では、指導者に開智国際大学教育学部の教授、土井雅弘様をお招きし、主に課題となっている中学校を中心として実践的な道徳指導法研修会を開催いたしました。

6 ページ下段を御覧ください。こちらは平成29年度から重点施策として実施している戸田市いじめ根絶「ピースプロジェクト」です。この中にも左下にありますとおり、戸田市スマイルプランとして毎年、いじめ根絶授業を計画的に行っております。先日11月のいじめ撲滅強調月間の際の授業には、本市のいじめ問題調査委員会の委員長の宮崎弁護士に授業の様子を参観いただきました。

7 ページ上段を御覧ください。先ほども触れましたが、コロナ禍での授業においては、対面での話合いに制限がありますが、ICTを効果的に活用することで、話し合いを充実させています。

7 ページ下段を御覧ください。また、こうした日本赤十字社作成の資料

	<p>を活用し、新型コロナウイルス感染症を扱った差別や偏見を考える授業も行いました。</p> <p>8ページを御覧ください。上段は、校長・教頭・担任等による講話、下段は様々な校内掲示など、各学校で工夫して道德教育を推進しています。</p> <p>9ページ上段を御覧ください。道德ノートを活用することで自分の考えをまとめたり、自己の振り返りをしたりして記録としています。こうしたログの蓄積は、あとで自分の成長を振り返る機会ともなります。</p> <p>9ページ下段を御覧ください。そこにありますとおり、不登校の児童生徒数が、小学校では増加傾向にあります。コロナ禍による影響は明らかになっていない部分もまだ多いですが、不登校児童生徒の増加等、今起きている諸課題に影響を及ぼしている可能性を踏まえ、今後も継続して丁寧に見取っていく必要があります。それとともに、道德科を要として行われる教育活動全体を通した道德教育につきましてもより一層推進してまいります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>総合教育会議でもこのような内容がテーマとして挙がり、なかなかこの問題は難しいということが共有されました。</p> <p>私が提案として申し上げたのは、コロナでいじめが起こったとき、道德の授業がどのような役割を果たしたのかということをお勉強したいからです。道德で、どのようなことをやっているのかということはわかりましたが、道德の心の温かさや励ますような部分で、先生方が苦勞されている状況を伺いたいです。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>授業だけではなく、道德教育は学校の様々な教育活動で行われ、授業の要である道德の授業の質の向上を目指していかなければなりません。また、日々の教育活動において、心のとらえ方を子供たちにどのように落とし込んでいくのかが伝わりにくい部分もあったと思いますので、引き続き教育委員会の方で学校に伝えていく努力をして参ります。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>道徳教育というのは、全教育活動を通じて行われるものであり、特別の教科である道徳では、意図的計画的に年間35時間の中でテーマを決めて考え議論する授業を行っています。行事や日常的な子供との関わりの中での小さな変化を見つけることもあります。道徳教育とその心の変化の関連については難しいものがあります。最近では心の教育という言葉に対してアレルギーを持つ人もあり、そんなことが実際にできるのか、心の教育とは何であるのかと批判をしている方々も少なくありません。</p> <p>道徳教育の成果がどのように子供の変化に現れるのかは、なかなか目に見えないものであります。しかし、日本人であれば、心の教育を大事にしたいということ、ある程度理解されているのかと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>私は道徳教育について、ずっとこの場で話を続けてきました。自分と違う他人はどうなのかとか、そこから自分がどうしたらよいのかといったことを考え議論していくことを、私としては道徳の授業で見たい場面であり、決して教えたりするのではなく、自分達で考えていくものであり、そういったものを考えて行けば、子供達自身がコロナに関して不登校やいじめを回避できるのではないかと思います、考えて授業を行っていただきたいという想いがあります。</p> <p>コロナ感染者やワクチンを打つか打たないかという話になった際に、他人を思いやる気持ちがあれば、対応が変わってくると思います。このように日常の中で考えられるものを考えていくのが道徳教育なのかと思います。</p> <p>コロナでグループワークが多少できなくなった時期があっても、道徳教育にICTを使ったりしながら自分の思いを伝えられるような活動を今までどおり進めていただけてきたことを、説明からわかりました。これからもよろしくお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>コロナで行事が行われない中で、様々な形で教育を積み上げ、その共通の体験・経験が成長に繋がっていけば、今後が楽しみな部分であると思いました。</p>

<p>委員</p>	<p>道徳的な価値に気付かせるために話し合ったり考えさせたりして、それをもとにどう実践していくのかというところに重きを置いているのだと思います。そうなった時に自分の行動はどうか、自分の考えが正しいのか、社会的に見て問題なのか、そういう様々な面でこれからの人生を生きる上での基礎となる部分を身に付けさせたり考えさせたりという点で、道徳は全ての教育活動に全部由来しています。</p> <p>どんな教科であれ、どんな行事でも道徳的な面を必ず入れなさいというのは、人間的な教育と申しますか、実際に自分がどう生きていくのかという方向だと思います。この中でも気をつけなくてはならないのは、特に偏見や差別を含めた捉え方です。</p> <p>コロナに感染する子供や親が出てきた時に、集団の中で適切な価値観や判断でその子が行動できるような力を付けてあげるよう、考えたり話し合いをしたりする中で子供たちは考えを共有しており、昔のように道徳的な価値の押し付けのようなことはなくなってきたというように、学校訪問では見えています。</p>
<p>教育長</p>	<p>道徳教育の成果は、確実に出ていると思うのですが、そういうものを可視化していかないと、多くの方々の理解が得られないのかという気がしました。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは他に御質問等がないようですので、続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして5件の報告がございます。</p> <p>令和3年12月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について</p> <p>第20回「昔のくらし展」の開催について</p> <p>第68回文化財防火デーに伴う文化財防火点検等の実施について</p> <p>市民企画講座 の開催について</p> <p>その他</p> <p>詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問に きま</p>

	<p>しては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に資料 NO 2 の 1 ページの報告事項 「令和 3 年 1 2 月戸田市議会定例会教育関連一般質問及び常任委員会について」御説明いたします。</p> <p>今回は、8 名の議員から一般質問がありました。説明は質問項目の概要とさせていただきますので、答弁の詳細は資料で御確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>1 人目のむとう葉子議員につきましては、「学校給食について」で、9 月 3 日から 1 0 日までの 6 日間実施した簡易給食の決定過程やキャンセルした食材の対応、また、学校給食費の無償化についてでございます。</p> <p>2 人目の野澤茂雅議員からは、学校運営協議会の現状、目的、役割、課題についてでございます。</p> <p>3 人目の佐藤太信議員からは、「視覚障害者の情報保障について」のうち、図書館における読書環境の整備状況についてでございます。</p> <p>4 人目の山崎雅俊議員からは、「ポストコロナの市民協働・生涯学習等について」のうち、PTA 活動の現状認識と今後についてでございます。</p> <p>5 人目の石川清明議員からは、「SDG s の取組について」のうち、小中学校における SDG s 推進の取組について、でございます。</p> <p>6 人目の小金沢優議員からは、「小中学校の和式トイレについて」で、学校内に和式トイレがある理由や和式トイレの利用状況についてでございます。</p> <p>7 人目の酒井郁郎議員からは、「子育て支援について」のうち、給食費の無料化・値下げの検討についてでございます。</p> <p>8 人目の林冬彦議員からは、「子供の虐待防止に向けた取組について」のうち、小中学校における虐待の発見・対応・防止についてでございます。</p> <p>次に、資料はございませんが、常任委員会では、補正予算において、修学旅行等キャンセル料の増額や各種小中学校施設整備事業の精査等ござ</p>

	<p>います。また、先日報告しました東小学校の樹木が落下したことによる車両の損害賠償を定める議案を提案、可決しております。</p>
事務局	<p>報告事項 「第20回「昔の暮らし展」の開催について」御説明いたします。</p> <p>資料8ページから10ページでございます。戸田市立郷土博物館3階特別展示室等において、第20回「昔の暮らし展」「はっけん 昔の暮らし」を開催します。</p> <p>期間は、令和4年1月15日(土)から3月6日(日)までの47日間です。内容は、「電気・ガス・水道」の設備がなかった頃、人々は自然の力を巧みに利用して道具を作り、工夫して生活をしていました。そのころの道具と初期の電化製品との比較のほか、土間や茶の間等の住居の再現、写真パネルをとおして、主に昭和の人々の暮らしの変化と戸田の町並みの移り変わりを紹介するものでございます。</p> <p>また、この展示会は、博学連携事業の一環でもあり、小学3年生の学習「人々の暮らしのうつりかわり」をサポートする企画となっております。</p>
事務局	<p>報告事項 「第68回文化財防火デーに伴う文化財防火点検等の実施について」ご説明いたします。</p> <p>資料11ページでございます。</p> <p>毎年1月26日は、昭和24年に法隆寺金堂壁画が焼失した日にちなみ、「文化財防火デー」とされており、文化庁より防火訓練や防災訓練等の行事の実施が推奨されています。</p> <p>来る令和4年1月26日は、「第68回文化財防火デー」にあたることから、本市においても、消防本部と協力し、文化財保護訓練及び文化財防火点検を実施するものです。</p> <p>文化財保護訓練については、1月26日(水)午前9時30分から午前11時の間で、美女木2丁目の妙巖寺で実施されます。この訓練は、消防本部が主体となり、消防団、生涯学習課及び妙巖寺関係者により火災発生時の</p>

	<p>連携強化を目的に実施されます。</p> <p>また、文化財防火点検は同じ日の午後 1 時 30 分から午後 3 時 40 分の間で、笹目 6 丁目の平等寺、笹目 3 丁目の宝蔵院及び上戸田 2 丁目の光明寺の 3 か所の寺社で実施します。実施内容は、消防本部予防課による防火設備の点検及び教育委員会生涯学習課職員による文化財管理状況の調査でございます。</p>
事務局	<p>資料 1 2 ページの報告事項、市民企画講座の開催について、報告いたします。</p> <p>この講座は、市民が企画した講座の今年度 2 つ目の講座です。テーマは、「身近に学ぶ SDGs ～はじめよう！SDGs アクション～」で、講師は、企画財政部の共創企画課職員が務めます。</p> <p>SDGs と聞くと、名前は聞いたことがあるが、何となく漠然としており、どういうものかはよくわからない市民も多いと思います。そこで、身近な事例などをもとに、SDGs の基礎知識について学び、私たち 1 人 1 人が日々の暮らしでできることを考える講座を、ワークショップ形式で実施します。</p> <p>日時は、1 月 2 9 日（土）午前 1 0 時から、場所は、市役所 5 階大会議室で実施します。</p> <p>なお、講座の形式上、今回はオンライン・オンデマンド配信はありません。会場受講のみです。</p>
教育長	次に その他ですが、事務局より何かありますか。
事務局	特になし
教育長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教育長	続きまして、「議案第 3 5 号 「戸田市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「『戸田市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱』の運用について」の一部改正

	<p>について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>「戸田市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「『戸田市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱』の運用について」の一部改正について説明します。</p> <p>埼玉県教育委員会で、「県立学校におけるパワー・ハラスメントの防止に関する要綱」及び「『県立学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱』の運用について」が一部改正されました。</p> <p>このことを受け、戸田市でも、学校における職員、児童・生徒等及び関係者の利益の保護及び職員の勤務能率の発揮を図ることを目的として、「戸田市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止に関する要綱」及び「『戸田市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止に関する要綱』の運用について」を一部改正するものです。</p> <p>主な改正点としましては、5ページの新旧対照表をごらんください。要綱第2条 パワー・ハラスメントの定義の見直しがなされました。また、運用第3条の校長の責務のうち、職員が不利益を受けないようにすることが義務化されました。</p> <p>続いて11ページ、運用別紙1をご覧ください。パワー・ハラスメントとなり得る具体的行為が見直され、項目等が整理しなおされました。</p> <p>次に16ページ、運用別紙2をご覧ください。パワー・ハラスメント苦情相談の窓口の外部相談について、弁護士によるメール相談と県の人事委員会の審査相談が追加されました。</p> <p>次に17ページ、運用別紙3として、パワーハラスメント相談カードが具体的に示され、相談員の対応のあり方が規定されました。</p>
教育長	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
委員	<p>校内の苦情を受ける相談員及び相談員からなる委員会とは、先生方から構成されているものですか。</p>

事務局	<p>相談員は、管理職でないリーダー的な方々で、男性と女性の両方の先生がいます。</p>
委員	<p>ハラスメントはいじめ問題と同じで、以外と校内の人に相談しづらいのではないかと思い質問させていただきました。相談しやすい人の人選を的確にやっていただきたいと思います。</p> <p>そうした中で声を上げるのはすごく勇気のいることだと思いますので、学校を管理している校長先生や教頭先生が、どう的確にその部分を見つけ出せるかということに限ると思いますので、今後もよろしく願いしていきたいと思います。</p>
事務局	<p>御指摘いただいた通りだと思いますので、相談体制としては、校内の他、二次的な相談が学務課の職員であり、さらに県教育委員会に直接相談するという三段階になっております。</p> <p>言い出しにくい場合には私共が小学校に出向いて話を伺うようなことも行い、なるべく情報を適切に吸い上げていきたいと考えております。</p>
教育長	<p>まず学校内部の組織を充実することが大事であり、いきなり外部の所に相談に行ってしまうことは決して望ましいことではありません。ちょっとしたトラブルならば、何かあったときに内部でお互いに相談することができる体制が、重要な役割を果たします。</p>
委員	<p>校内の相談員制度を設けることは大いに結構ですが、大学では、監事という企業での監査役のような役割の者が、例えば校長先生のような役職者に対してもきちんと意見を述べて指導できる制度を作るように動いています。</p> <p>学校で話がしやすい人に相談するという仲間レベルの制度的ではなく、能動的な形で話ができると違うと思います。また、相談を受けた人は、相談を教育委員会に持って行くということによろしいのでしょうか。</p> <p>これまでも教育委員会に相談が届いているということによろしいですか。</p>

事務局	その通りです。
教育長	ちょっと変だなとか納得いかないのだがということがあった時には、まずは学校の内部で相談して管理職にも話が届き、そこで解決できない場合など必要に応じて学務課に話に来るわけです。管理職の対応の苦情など、場合によっては教職員から直接学務課に話に来る場合もあります。
委員	資料14ページの行為者の上司の対応の中で、校長がパワハラ行為者である場合は直接学校内での相談ではなく、学務課に連絡して相談して対応していただけるのでしょうか。  また、学務課の指導等には処分も入るのですか。
事務局	校長がパワハラの場合には、直接教員が学務課へ訴えることができます。  内容が著しく職場の秩序を乱すものであれば、今年度の法改正により、パワーハラスメントが懲戒処分の対象となっています。
教育長	それでは、他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第35号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委員	(異議なし)
教育長	異議なしと認め、議案第35号は提案内容のとおり議決いたします。
教育長	続きまして、「議案第36号 「戸田市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び『戸田市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱』の運用の一部改正について」事務局より説明願います。
事務局	戸田市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び『戸田市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱』の運用の一部改正について説明します。  改正理由は、埼玉県教育委員会では、「県立学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱」及び「『県立学校におけるセクシュアル・

	<p>ハラスメントの防止に関する要綱』の運用について」が一部改正されました。</p> <p>このことを受け、戸田市でも、学校における職員、児童・生徒等及び関係者の利益の保護及び職員の勤務能率の発揮を図ることを目的として、「戸田市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱」及び「『戸田市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱』の運用について」を一部改正するものです。</p> <p>主な改正点は、資料26ページ、新旧対照表を御覧ください。第3条の文言が整理され、第4条の校長の責務のうち、職員が不利益を受けないようにすることについて義務化いたしました。</p> <p>続いて資料35ページ別紙2を御覧ください。セクシュアル・ハラスメント苦情相談の窓口の外部相談について、弁護士によるメール相談と県の人事委員会の審査相談が追加されました。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	では、質問等がないようですので、打ち切ります。議案第36号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各 委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認め、議案第36号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第37号 「戸田市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱」及び「『戸田市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱』の運用について」の一部改正について」事務局より説明願います。
事 務 局	戸田市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱」及び「『戸田市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱』の運用

	<p>について」の一部改正について、改正理由につきましては、埼玉県教育委員会では、「県立学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」及び「『県立学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱』の運用について」が一部改正されました。</p> <p>このことを受け、戸田市でも、学校における職員、児童・生徒等及び関係者の利益の保護及び職員の勤務能率の発揮を図ることを目的として、「戸田市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」及び「『戸田市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱』の運用について」を一部改正するものです。</p> <p>主な改正点は、資料４５ページの新旧対照表をご覧ください。運用第３条の校長の責務のうち、２が追加され、職員が不利益を受けないようにすることについて、義務化しております。</p> <p>また、第４条に項目の３が追加され、文言が整理されました。同様に第５条の文言が整理され、第８条に苦情相談に関する事項が追加されました。</p> <p>続いて資料５３ページを御覧ください。運用別紙２、マタニティ・ハラスメント等苦情相談の窓口の外部相談について、弁護士によるメール相談と県の人事委員会の審査相談が追加されました。</p> <p>資料５４ページでは、マタニティ・ハラスメント相談カードが別紙３として、追加され、相談員の対応のあり方が規程されました。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	校長先生がハラスメント当事者になった場合の対応等、資料５２ページの２（３）の職場内の職員に相談しづらい場合や、各職場において解決することが困難である場合には、学務課で相談を受け付けるということで、学校内で制度を周知していただくということによろしいでしょうか。
事 務 局	校内にいる教職員は校長であろうが、一般の職員であろうが、この流れ

	<p>の中でやっているのので、校長が最終的に学務課に報告する報告者になるとか、校長の決裁を得ないと報告できないという規定は全くありません。そのため、校長がその対象である場合には、校内の代表者が監事の役割を担って客観的に対応していくことになります。</p>
委員	<p>世の中では、特にトップの責任がとても重要なので、トップに対して意見を述べる機会を設けるといことが大事であり、トップを監視する大事さを理解しておく必要があるという気がしました。</p>
教育長	<p>教諭同士でパワハラを受けるといこともないわけではないのですが、上下関係の中で管理職が一般職員へというのが一般的であろうと思います。</p>
委員	<p>今の世の中はもっと先を進んでいます。企業も大学もトップや理事長を罷免する手続があります。</p>
教育長	<p>最終的な処分は任命権者である埼玉県教育委員会が判断することになります。</p>
委員	<p>パワーハラスメントは、どの時点その認識になるのでしょうか。自分は指導しただけなのにとと思われるかもしれません。</p>
事務局	<p>資料の2ページの第2条に、「パワーハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの」と定義されています。</p>
教育長	<p>その解釈は人によって違うので、自分がそう感じるのであれば、気軽に相談ができる環境づくりが大切だと思います。</p>
教育長	<p>それでは、他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第37号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>

<p>教 育 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 37 号は提案内容のとおり議決いたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>続きまして、「議案第 38 号 「戸田市学校運営協議会規則」の一部を改正する規則について」事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議案第 38 号「戸田市学校運営協議会規則」の一部を改正する規則について御説明します。</p> <p>資料の 58 ページとなります。</p> <p>令和 3 年度で、本市では学校運営協議会制度を導入してから 4 年度目に入り、各協議会が自立自走し始めているところです。</p> <p>一方で、学校運営協議会委員については、約 7 割の委員が平成 30 年度の学校運営協議会立ち上げ時からの再任をされている状況であり、委員の入替があまり進んでいない状況が見受けられました。</p> <p>このように組織の構成員が固定化されている状況では、学校運営に協力的な委員が多い地域ではメリットがある一方で、学校と協議会の力関係の均衡が崩れること、また協議会の議論が活性化しないことが懸念されます。</p> <p>戸田市学校運営協議会規則では、委員の再任が無制限に可能となっていることが、このような委員の固定化が生じている原因の一つとして考えられます。</p> <p>ついでには、委員の固定化の解消に向けて、学校運営協議会規則の改正を行うものです。</p> <p>具体的には、委員の任期に 6 期までとする上限を設けるものです。</p> <p>6 期までとする理由については、児童・生徒の保護者であることを委員となる条件の一つとしていることから、小学校の在籍年数を踏まえて、上限を 6 期とするものです。</p> <p>施行期日につきましては、公布日から施行といたします。</p> <p>それでは、御審議のほど、よろしく願います。</p>

教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	今回の改正では、6期までという任期に期限を設けて活性化を図っていくのが狙いです。
事 務 局	他市では、任期に制限を設ける所は少ないかもしれません。
教 育 長	それでは、他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第38号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各 委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認め、議案第38号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第39号 図書館未所蔵資料へのリクエスト等受付の運用変更及び「さいたま市図書館及び戸田市立図書館の広域利用に関する申し合わせ事項」の改正について」事務局より説明願います。
事 務 局	<p>議案第39号 図書館未所蔵資料へのリクエスト等受付の運用変更及び「さいたま市図書館及び戸田市立図書館の広域利用に関する申し合わせ事項」の改正について説明いたします。資料60ページを御覧ください。</p> <p>1のリクエスト等受付の運用変更については、市図書館で所蔵していない資料に対する購入リクエスト及び市図書館以外からの取寄せについて、令和4年度より、市内在住者のみ受付するよう運用を変更し、在学・在勤含む市外在住者の受付を終了するものです。</p> <p>なお、市図書館が所蔵している資料への予約や、市内各館・各室からの取寄せについては、市外在住者も今までどおりサービスを受けることができるものとします。</p> <p>2のリクエスト等の概要については、現在のリクエストサービスの流れとなります。資料P.62のリクエストカードにより受付します。運用開始後は、「利用者」の対象が、戸田市在住者のみとなります。</p> <p>3の運用変更理由については、このたびの運用変更にあたっては、2つ</p>

の理由があります。

1点目は県内相互貸借の借受超過です。戸田市では県内の図書館に貸出しする資料よりも、借受けする資料の件数の方が2倍近く多くなっています。県内図書館の担当者会議で、借受件数が多い自治体は善処するよう求められており、借受依頼件数を抑制する必要があります。市外在住者はお住いの自治体の図書館を通じて借受けすることもできますので、本市では市内在住者に限定して借受けを行うこととします。今年の9月から10月の2か月間に借受依頼を行った統計によると、全体の5パーセントが市外在住者のリクエストによるものでしたので、抑制効果が期待できます。

2点目はリクエスト等のオンライン受付導入の検討です。現在、リクエスト等については窓口受付のみとしておりますが、図書館ホームページからオンラインで受付できるようにしてほしいという要望をいただいております。導入を検討しています。オンラインでの受付が可能になると、利便性が高まるため、利用者のリクエストが増えることが予想されます。それに伴って、リクエスト内容の確認作業や、購入検討、相互貸借等の事務処理量が増え、資料の提供に遅延が生じることが見込まれるため、サービスの低下を招く可能性があります。

資料購入の予算も限られているため、市立図書館としては市民が求める資料を優先したいと考えております。

実施時期ですが、変更の周知を利用者へ丁寧に行いたいことから、令和4年4月1日を予定しています。

資料61ページ下段、さいたま市との申し合わせ事項の改正について、さいたま市より、「さいたま市図書館及び戸田市立図書館の広域利用に関する協定」第7条に基づく申し合わせ事項のうち、資料に記載の2項目を削除したいとの申し出がありました。

削除内容について、(2)利用方法の については、現在リクエストサービスの対象者や電子図書館利用者について、さいたま市民と戸田市民の利用者が同等の取扱いとなっていない状況がすでにあり、今後も自治体の判

	<p>断により利用者に提供するサービスに違いが出るのが予想されることから、この項目の削除を行うものです。</p> <p>また、(7)連絡協議会の設置について、今後は協議の必要があるときのみ、会議を開催することとし、この項目を削除します。改正は令和4年2月1日を予定しています。</p> <p>なお、本件については、去る11月16日に開催された図書館運営協議会において意見を伺い、了承を頂いていることを御報告します。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	実際にリクエストをやっていて、活用している人たちの声は何かありますか。
事 務 局	リクエストを受けてから御手元に本が届くまでの期間が短いということで、サービスとしては満足度が高い状況ではありますが、市外の利用者もかなり多いので、実際に戸田市民の方々に提供するのに少し時間がかかっている状況が生じておりますので、今回対象者を整理するものでございます。
教 育 長	それでは、他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第39号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各 委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認め、議案第39号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	次に、次第の6その他の「次回の教育委員会の日程(案)」について、事務局より説明願います。
事 務 局	次回教育委員会定例会の日程ですが、1月20日(木)午前9時30分からの開催について、お伺いいたします。
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局(案)のとおりでよろしいでしょうか。
各 委 員	了承

